

# 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年4月15日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.107】

## 裁判所は松崎氏の業務上横領の嫌疑を明快に認める！

本情報「No.77」より松崎氏が原告の国家賠償請求訴訟の「6・24判決」に触れ、松崎氏の業務上横領被疑事件の検証を行ってきた。最後に判決の判断を紹介したい。事件の被疑事実の要旨は「原告(松崎氏) S、Y及びHが、共謀の上、2000年4月20日、JR総連国際交流推進委員会のための業務上預かり保管中の国際交流基金口座の預金のうち3000万円を、私的用途に充てるため同口座から引き出すなどして横領した」ということだ。そして裁判の最大の争点は、2005年12月7日に目黒さつき会館や松崎氏の自宅など、12月16日に同氏名義の貸金庫、2006年1月18日に羽田空港で同氏の身体をそれぞれ搜索して物件を差し押さえた当時、同氏に業務上横領の嫌疑があったかどうかということである。すでに判決が認めた事実関係は詳細に検証したが、以下に争点の判断の部分について記載する。

### 第3 争点についての判断

1争点(1)ア(本件各搜索差押えにおける原告(注:松崎氏)の嫌疑の有無)について  
(2) -(前略)- 警視庁の捜査によって、本件各令状の発付が請求された時点で、国際交流基金口座から3000万円が払い戻され、原告の長男夫婦が使用する本件(注:ハワイの)マンションの購入代金に充てられたこと、上記払戻に先立ち、3800万円が、福祉事業協会の口座から原告口座に、原告口座から国際交流基金口座に順次送金されていたこと、M(注:松崎氏の妻)及びさつき商事が本件土地建物を購入した際に、原告夫婦の資金が拠出された形跡がなく、本件(注:沖縄の)土地の購入代金の一部はJR東労組の口座を支払原資としていたこと、本件土地建物代金の流れに関与している国際交流委員会、福祉事業協会及びさつき商事は、いずれもJR総連ないしJR東労組の関連団体であり、原告の強い影響力が及んでいたことが判明していたと認められる。そうすると、警視庁の警察官は、本件各令状発付請求時点で、福祉事業協会から原告口座に送金された3800万円が、本件土地建物の売却代金に由来する可能性を把握していたものの、本件土地建物が原告個人の資金によって購入されたものではなく、したがって、その後、原告口座から3800万円が国際交流基金口座に送金され、同口座から払い戻され本件マンションの購入代金に充てられた3000万円についても、原告個人の資金に由来しないと疑うに足りる相当の理由があったといえるから、本件被疑事件について、原告に嫌疑があったというべきである。 -(中略)- また、原告は、本件土地の購入代金の原資の一部となったJR東労組の預金は、同僚からのカンパを一時的に預け入れたものであると主張するが、そのような一時的な預け入れが定期預金によりなされるとは通常考え難く、仮に客観的には原告の主張のとおりであったとしても、捜査の手段である搜索差押許可状の発付を請求する段階で、捜査機関にかかる事情についてまで捜査を遂げることを期待することは困難であるから、やはり前記認定を左右しない。 このように、本件各令状発付請求時点で、原告に上記嫌疑があると認められる以上、同令状発付請求や本件報道発表に違法性があるとはいえない。

### JR総連・東労組は事実関係を説明せよ！

判決の判断はきわめて明快だ。松崎氏の妻とさつき商事が沖縄の別荘を購入した際、夫婦の資金が拠出された形跡がなく、一部は東労組の口座を支払い原資としていたこと、別荘購入に関連する団体には松崎氏の強い影響力が及んでいたこと、上記の東労組の預金には定期預金も含まれ、松崎氏のカンパを「一時的に預けた」とは考え難いことなどから、松崎氏に業務上横領の嫌疑があったと認められるとしている。ここまで嫌疑が明らかにされた以上、JR総連・東労組は組合員が納得するまで事実関係を説明すべきことは当然だ！